

平成23年3月14日
株式会社日本政策金融公庫

平成23年東北地方太平洋沖地震災害に伴う災害復旧貸付の実施及び被害を受けた中小企業の皆さまへの特別措置（災害復旧貸付の利率引き下げ）の実施について

○ 災害復旧貸付の取り扱い開始

株式会社日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、3月11日付けで「平成23年東北地方太平洋沖地震災害に関する特別相談窓口」を設置し、被害を受けた中小・小規模企業や農林漁業者の皆さまからの相談に対応しているところですが、このたび全国の支店で中小・小規模企業のみなさまを対象に「災害復旧貸付」の取り扱いを開始（注）しました（国民生活事業及び中小企業事業）。【別紙の1参照】

（注）災害復旧貸付は、3月11日まで遡って適用できます。

なお、農林漁業者の皆さまには、「農林漁業セーフティネット資金」を取り扱っています（農林水産事業）。

○ 災害復旧貸付の利率引き下げ

また、3月12日の閣議決定に基づき、本災害により特に著しい被害を受けられた中小・小規模企業の皆さまに対し、次の通り全国を対象地域とした特別措置（災害復旧貸付の利率引き下げ）を実施します。【別紙の2参照】

○ 融資相談及び返済相談の実施

日本公庫はこのたびの災害により被害を受けた中小・小規模企業や農林漁業者の皆さまからの融資相談及びご返済相談に政府系金融機関として円滑、迅速かつきめ細かな対応を行っていきます。

※日本公庫の本災害への対応の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

日本公庫の本災害への対応

1 「災害復旧貸付」及び「農林漁業セーフティネット資金」の適用

	国民生活事業	中小企業事業	農林水産事業
適用できる制度	災害復旧貸付		農林漁業セーフティネット資金
融資限度額	3千万円(※1)	1億5千万円 (別枠)	【一般】300万円 【特認】年間経営費等の3/12 以内
融資期間(うち据置期間)	10年以内(2年以内)(※2)		10年以内(3年以内)

(※1) 国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

(※2) 国民生活事業においては、普通貸付を適用した場合の融資期間(据置期間)です。

2 災害復旧貸付の特別措置の実施(災害復旧貸付の利率引き下げ)

対象者	平成23年東北地方太平洋沖地震災害により被害を受けた全国の中小企業者及び中小企業団体(事業協同組合等)で、事業所または主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村等から受けた方(直接被害)及び被害を受けた方の事業活動に相当程度依存しているため、自らの売上が大幅に減少している等で、当該事実に係る証明を市町村等から受けた方(間接被害)
具体的内容	<p>①利率 融資後3年間、「災害復旧貸付」(基準利率)の利率から0.9%を基本として引下げ <融資期間5年の場合(平成23年3月14日現在)> 国民生活事業: 1.35%(融資後4年目以降は、各融資制度に定められた利率) 中小企業事業: 0.85%(融資後4年目以降は、基準利率)</p> <p>②利率引き下げ適用の限度額(「災害復旧貸付」の融資限度額の内枠) 1,000万円(中小企業団体(事業協同組合等)の場合は3,000万円)</p> <p>③利率引き下げの適用期間 平成23年3月11日(※)から平成23年9月11日までに「災害復旧貸付」を受ける方について融資後3年間 (※)既に災害復旧貸付を受けた方についても融資実行日まで遡って適用されます。</p>

3 相談態勢(事業資金相談ダイヤル)

相談時間		平日	土日祝日
		9時から19時	9時から17時
連絡先	小規模企業向けの小口資金 (国民生活事業)	TEL 0120-154-505	TEL 0120-220353
	中小企業向けの長期事業資金 (中小企業事業)		TEL 0120-327790
	農林漁業や食品産業向けの事業資金 (農林水産事業)		TEL 0120-926478